

結婚生活

つがる市

スタートアップ事業

つがる市は新婚世帯の
新生活を応援します!

この制度は、結婚に伴う新生活に係るコストを軽減するために、新婚世帯を対象に住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用及び引越し費用並びに生活家電購入費用の一部を補助するものです。

補助対象世帯

次の①から⑨の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した新婚世帯
- ② 新婚夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④ 夫婦がともにつがる市に住民登録を有し、申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている
- ⑤ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
- ⑥ 税の滞納がないこと
- ⑦ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑧ 3年以上継続してつがる市に居住する意思があること
- ⑨ 夫婦の双方又は世帯構成員が、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと

補助対象期間

令和7年4月1日
～令和8年3月31日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った経費が対象となります。

補助対象経費

1 住宅取得費用

婚姻に伴い新たに住宅を購入、新築した際に要した費用であること。

2 住宅リフォーム費用

婚姻に伴い住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用であること。

※ 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、直栽等の外構に係る工事費用については対象外とする。

3 住宅賃借費用

婚姻に伴い新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料（1か月分）、敷金、礼金、共益費（1か月分）、及び仲介手数料。

※ 賃料及び共益費の「1か月分」について、月の途中で入居した場合、入居開始日より30日の日割り計算とする。

4 引越し費用

婚姻に伴う引越し費用

（引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）

5 生活家電購入費用

家庭内の家事の労力を減らす、又は生活に密着する家電（1点あたり3万円以上のものとする）を購入した費用であること。

※ 家事家電、調理家電又は季節家電に限り、娯楽家電（テレビ等のビジュアル家電、オーディオ家電、情報家電等）は除く。

補助の上限額 ※1,000円未満切り捨て

● 補助対象経費 ① ～ ④ の合計額

（住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用・引越し費用）

（ア） 夫婦共に39歳以下の新婚世帯 …… 30 万円

（イ） 夫婦共に29歳以下の新婚世帯 …… 60 万円

● ⑤ 生活家電購入費用

1世帯あたり …… 10 万円

生活家電一覧

洗濯機・掃除機
衣類乾燥機
ふとん乾燥機
等

家事家電

エアコン・扇風機
除湿器・空気清浄機
加湿器・換気扇
電気ストーブ
電気カーペット
石油暖房器具等

季節家電

冷蔵庫
冷凍庫・保冷庫・炊飯器
電子レンジ・オーブンレンジ
ガステーブル・電気ポット
ホットプレート
クッキングヒーター
食器洗い機・乾燥機等

調理家電

申請から補助金の支払いまで

1 事前に相談

市役所 2 階 地域創生課

☎ 0173-42-2271



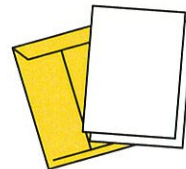
2 申請

交付申請に必要な書類(※1)を、「つがる市結婚生活スタートアップ事業補助金交付申請書(※2)」に添えて提出してください。

※補助対象経費支払い後、早めに申請してください。

3 審査・交付決定

内容を確認し、交付決定兼額確定通知書を送付します。



4 請求書を提出

交付決定通知書が届いたら、請求書に振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添えて提出してください。

※金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるもの

5 補助金の支払い

請求額を申請者(口座振込)に振込みます。



(※1) 及び (※2) の詳細についてはホームページをご確認ください。



申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 土日祝日・年末年始を除く

問い合わせ先

つがる市役所 地域創生課 つがる市役所2階

☎ 42-2271

業務時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日・年末年始を除く）